

令和4年9月30日

豊田市長 太田 稔彦 様

若林地域会議
会長 前田 忠雄

答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき、令和4年7月25日付けで諮問を受けたことに対しまして、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

- ・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標である「地域の支え合いの仕組みづくり」、「地域福祉の担い手づくり」に資する地域発の取組提案について

2 答申内容

- ・別紙のとおり答申します。

＜ 答申内容 ＞

若林地域は、豊田市南部に位置し4つの自治区で構成されています。世帯数6,000世帯超と、多くの市民が住む活気ある地域である一方、集合住宅や区画整理による住宅開発などでは住民の入れ替わりが激しく、地域への興味・関心の向上、地域活動の担い手創出が課題となっています。

若林地域会議では「地域の支え合いの仕組みづくり」「地域福祉の担い手づくり」に資する地域発の取組提案について、グループワークや書面による意見聴取を行い、支援を必要とする市民からの発信、地域住民からの発見、地域内の連携をキーワードに協議・調整を進めてきました。(別添資料参照)

特に優先したいアイデア・手法については以下のとおりです。

(1) 地域で支援対象者を発見するアイデア・手法

①地域が実施すること

- ・支援を必要とする市民に最も気付きやすいのは隣近所の住民である。日常のごみ出しや、洗濯物の頻度、郵便物や新聞の溜まり状態などに異変を感じた時に、報告や連絡・相談をできる窓口、連絡網を自治区で作成し、民生委員や行政といった次の機関へ繋げる体制を構築する。

②共働で実施すること

- ・支援を必要とする市民が相談先を知る機会となるように日常生活の中で目にする公共施設(公園や交流館)や区事務所、区回覧、地域協力店のプライベートスペース(トイレ等)に、地域福祉情報や相談窓口QRコードを設置し、初めて相談する際の心のハードルを下げる環境づくりをする。

③行政に提案すること

- ・支援を必要とする市民が困った時に相談したい相手は人によって違う。身近な家族や地域の人に相談したいと思う人がいる一方で、周囲に知られたくないと考える人も少なくない。身近な支所に設けられた「福祉の相談窓口」の認知度が低く、利用頻度も少ないのが現状である。そこで、駆け込み寺機能として「福祉の相談窓口」や社会福祉協議会、民生委員児童委員といった身近で気軽に相談できる選択肢を増やすように周知活動に一層努める。

(2) 「地域の支え合いを推進する」「地域福祉の担い手を創出する」アイデア・手法

①地域が実施すること

- ・地域の支え合いを推進するため、地域のお祭りや行事など地域住民同士がふれ合う交流の機会を増やしていく。例えば、隣近所を基本とする組や自治区ごとの催しや、多世代交流として子ども会と高齢者クラブのコラボレーション企画などが考えられ、地域内の顔の見える関係が広がる機会を創出する。

②共働で実施すること

- ・地域福祉の担い手づくりとして、地域で活動する各団体(自治区、お助け隊、民生委員児童委員、包括支援センター、社会福祉協議会、支所等)が互いの活動を知り、情報共有することが不可欠である。すべての団体がそれぞれの役割をもって地域福祉に関われるよう連携強化を目的とする連絡協議会を創設する。

③行政に提案すること

- ・多様な主体が様々な角度から包括的に支援するためには、情報共有が不可欠である。「個人情報『だれが・どこまで・どう』知るのか。」という点において、柔軟に対応できるように制度・運用の見直しを進めていく。

【参考資料】 若林地域会議 諮問答申に係る協議結果 まとめ

| 実施主体 | | 地域 | 共働 (地域+行政+他) | 行政 |
|------|--|---|---|--|
| 目的別 | <p>情報</p> <p>住民の”知識”を深める。</p> <p>③意識の有無に関わらず、住民が地域福祉の現状や課題、制度等を知らないことを解消する。主に、日常生活の中で目にする機会を増やすと同時に、デジタル技術の導入による効率的な情報伝達手段も導入したい。</p> | <p>自治区からSNSで情報発信</p> <p>地区単位のHP開設 (福祉関係の情報発信)</p> <p>ごみ出し、洗濯物、郵便物で異変を感じたときに報連相する連絡網の作成</p> <p>子→親→自治区の情報提供連絡網の作成</p> | <p>乳児検診、妊婦検診等の産院等で子育て支援の案内を充実させる。</p> <p>公共施設(公園等)や地域協力店のトイレに相談窓口繋がるQRコードや情報を設置</p> | <p>転入等の手続きの際、ガイドブックではなく、世帯情報に応じた情報を案内する。(一人暮らし高齢者等)</p> <p>駆け込み寺的な身近に助けを求められる場所を知らせる。支所「福祉の相談窓口」はほとんどの人が知らないため、周知を強化する。</p> |
| | | <p>趣味等のコミュニティも内輪だけでなく積極的に多世代交流に努めるようにする。</p> | <p>直接的な団体や制度の紹介・周知ではなく現状を知ってもらう。例えば、要支援者が安心して相談できるように支援する側・される側の経験者談をPRに活用する。</p> <p>各地域の活動団体(PTA、教育関係者、民児協、お助け隊、包括、社協)や行政含めて横串の活動情報共有組織を創設</p> | <p>地域内の人材育成のため各種勉強会や資格の取得にかかる費用の助成 ③条件で助成した方は名簿に登録し活用する。</p> <p>やりがいや誇り醸成のため地域のイベントや団体、活動メンバーに対して表彰(記念品)を増やす。</p> |
| | | <p>効率的な活動ができるように”モノ(カネ含)”を整備する。</p> <p>③物質的なモノに限らず、空間(場所)やカネ、制度も含む。行政による制度の見直し、改正から障害を無くすことが必要。地域は共働で「あったらいい」の実現を目指す。</p> | <p>行政・民生委員と協力し発見マニュアルの作成(簡易版を全戸配布)</p> <p>365日24時間気軽にアクセスでき意見や情報提供ができるデジタル窓口の設置</p> <p>子ども食堂の開催場所に公的施設の貸出対応(集まりやすく負担減へ)</p> | <p>多様な主体間で個人情報柔軟に共有できるように個人情報や守秘義務の制度・運用を見直す。</p> <p>支援者の負担や責任軽減のため、対象者の近所住民で協力いただける方が登録し、連携できる制度の創設</p> <p>地域の助け合い精神を持ってもらうために日常の困りごと解決機会(お助け隊)活動の促進【独自の補助金制度等】</p> |
| | | <p>住民同士の交流できる”機会”を創出する。</p> <p>③意識や知識に加えて顔を合わせたイベントの実施による各団体の横のつながりを強化を図る。機会創出においては、住民同士はお祭りや自治区行事、団体同士は情報交換会の開催といった段階毎に実施する。</p> | <p>顔見知りを増やす散歩時のあいさつ運動</p> <p>回覧板を手渡しにして顔の見える関係を築く。</p> <p>行事や祭りで地域住民同士が触れ合う催しを増やす。(組や自治区毎、多世代等)</p> <p>若林地域(4自治区)主催で定期的に福祉の勉強会を実施する。</p> | <p>地域の活動団体と市や交流館と連携で事業実施(セミナー大会・教室等)</p> <p>地域のボランティア活動と企業の地域貢献を小さい単位から連携できるマッチング会の実施</p> <p>多様な主体間の連携を活性化させるために情報共有機会の実施</p> |